

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 6 月 14 日付 5 環気計第 72 号

(改正) 令和 6 年 3 月 29 日付 5 環気計第 1115 号

(改正) 令和 7 年 2 月 26 日付 6 環気計第 1183 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、2030 年以降の大規模な再エネ電力需要への対応に向け、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を促進することで、小売電気事業者による再生可能エネルギー電力の東京都内（以下「都内」という。）への供給拡大を目指す「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第 2 条 都は、自ら又は発電事業者（再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。）による発電を行う事業者。以下同じ。）と連携して、電力供給先が都内かつ需要家が未定の再エネ設備を新たに設置する計画のある小売電気事業者等に対し、当該再エネ設備の設置に要する経費の一部を助成する。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備
- 二 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 により経済産業大臣の登録を受けた者
- 四 都内電力需要家 都内に受電点を有し、当該受電点で使用する電気を電気事業者から購入する個人及び事業者
- 五 環境価値 再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値
- 六 再エネ率 東京都エネルギー環境計画書制度に関する東京都エネルギー環境計画指針（平成 17 年東京都告示第 864 号）に定める再生可能エネルギー利用率
- 七 リース契約 第 4 条の事業により設置する再エネ設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するもの
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
 - イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分が減額されていること。

八 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者

九 リース使用者 リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別に定める期間中に実施する事業であって、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 再エネ設備を新たに設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた電気及び環境価値を一体不可分として、都内電力需要家に供給する事業
ア 都を供給区域とするみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定する「みなし小売電気事業者」をいう。）

が供給する低圧の規制料金メニューの料金又は高圧及び特別高圧の標準メニューの料金（ただし、助成対象事業の供給開始時点における料金とする。）を一定期間下回る料金設定であること。

イ 再エネ設備の設置に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

ウ 再エネ設備の設置及び発電事業の実施に当たり、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

エ 再エネ設備を設置する地域への配慮（別に定める要件を満たすものに限る。）を行うものであること。

オ 2030年度までに再エネ率を50%以上とする目標を立て、達成に向けた計画を策定すること。

カ 助成対象事業の実施内容に関する情報発信を行うこと。

キ 都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

二 発電出力合計3MW以上の再エネ設備を新たに設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた電気及び環境価値を一体不可分として、データセンターなどの都内電力需要家に供給する事業

ア 都を供給区域とするみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定する「みなし小売電気事業者」をいう。）が供給する高圧及び特別高圧の標準メニューの料金（ただし、助成対象事業の供給開始時点における料金とする。）を一定期間下回る料金設定であること。

イ 再エネ設備の設置に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

ウ 再エネ設備の設置及び発電事業の実施に当たり、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

エ 再エネ設備を設置する地域への配慮（別に定める要件を満たすものに限る。）を行うものであること。

オ 2030 年度までに再エネ率を 50%以上とする目標を立て、達成に向けた計画を策定すること。

カ 助成対象事業の実施内容に関する情報発信を行うこと。

キ 都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

(助成対象事業者)

第 5 条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、都内に電気を供給する又は供給する計画のある小売電気事業者で、助成対象事業を実施する者とする。ただし、前条第一号に規定する助成対象事業にあつては次に掲げる者を除き、前条第二号に規定する助成対象事業にあつては第三号に掲げる者を除く。

一 再エネ率が 50%を超えている小売電気事業者（ただし、別に定める要件を満たす小売電気事業者を除く）

二 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）第 7 条第 1 項の規定により非化石エネルギー源の利用の目標に関し、計画を作成し、経済産業大臣へ提出しなければならない小売電気事業者（中間評価に関する特例措置の対象である小売電気事業者を除く。）

三 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2 小売電気事業者が、再エネ設備を設置する発電事業者と共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあつては、当該発電事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とする。

なお、この場合、交付申請を行う発電事業者は、前項第三号に掲げる者であつてはならない。

3 小売電気事業者又は前項に規定する発電事業者が、リース使用者として助成対象事業を実施しようとする場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象とする。

一 リース事業者とリース契約を締結し、又は締結しようとしていること。

二 前号のリース事業者が第 1 項第三号に掲げる者ではないこと。

三 第一号のリース事業者と共同で交付申請を行うこと。

4 前 3 項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）

二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第 5 条の 2 電力供給先が都内かつ需要家が未定の再エネ設備を新たに設置する計画のある助成対象事業者については、あらかじめ都内における供給先や需要家が決まっている助成対象事業者に優先して助成金の交付対象とする。

(助成対象設備)

第6条 助成対象設備は、第4条に規定する助成対象事業により設置する再エネ設備であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 再エネ法第9条第4項により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- 二 未使用品であること。
- 三 専ら設置した場所又は建物に電力を供給する設備ではないこと。
- 四 助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

(助成対象経費)

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

(助成金額)

第8条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、都の予算の範囲内において、次の各号に掲げる助成対象事業に応じて当該各号に掲げる額とする。

なお、助成対象経費に国又は他の地方公共団体から助成金等の交付を受ける場合にあっては、次の各号により算定して得た額から当該助成金等の額を控除した額を助成対象経費とする。

- 一 第4条第一号に規定する助成対象事業 助成対象経費の2分の1の額とし、2億円を上限とする。
- 二 第4条第二号に規定する助成対象事業 助成対象経費の2分の1の額とし、発電出力1kW当たり10万円を乗じて得た額を上限とする。
- 2 第4条第一号に規定する助成対象事業において太陽光発電設備を設置する場合にあっては、第1項により算定して得た額又は太陽光発電システム出力に1kW当たり15万円を乗じて得た額のいずれか少ない額を助成金額とする。
- 3 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - 一 公社が本事業を実施するために造成する基金への出えん
 - 二 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費への補助
 - 三 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第10条 都は、次に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費への補助を行う。

- 一 公社は、本事業の実施に関する必要な事項について定める規定等（以下「規定等」という。）を制定すること。
- 二 公社は、規定等を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受ける

こと。

(本事業の実施期間)

第 11 条 本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和 5 年度から令和 12 年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和 5 年度から令和 13 年度までとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、都が別に定める。

附 則 (令和 5 年 6 月 14 日決定 5 環気計第 72 号)

この要綱は、令和 5 年 6 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日 5 環気計第 1115 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 2 月 26 日 6 環気計第 1183 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 助成対象経費

費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費